

## 特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令の制定について

令和 6 年 1 月  
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付  
参事官（共助社会づくり推進担当）

## 1. 制定の趣旨

デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）が策定され、各府省において、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制などの見直しが進められている。

フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しについて（令和4年12月7日デジタル臨時行政調査会作業部会資料）において、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定によって、手続のオンライン化が進みにくい状況となっていること、また、他の記録媒体やクラウドサービス等の利用の可否が法令上不明確となっていることから、必要な法令改正等を実施する旨方針が示されたため、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）には、

（1）法第14条の7第3項において、特定非営利活動法人（以下「法人」という。）の社員が社員総会に出席しない場合に、書面による表決に代えて電磁的方法により表決できる旨の規定

（2）法第14条の9第1項において、法人の理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす旨の規定

がある。当該電磁的方法及び電磁的記録について、同法施行規則第1条の2第1項第2号及び第2条において、「磁気ディスクその他これに準ずる方法」といった特定の記録媒体を掲げているところ、抽象的な規定への改正を行う。

## 3. 施行期日等

公布日：令和6年1月25日（木）

施行期日：公布の日